

柳井地区広域消防組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成29年3月

柳井地区広域消防組合

目 次

I	計画策定の背景	1
II	計画の基本的事項	1
1	計画の目的	1
2	計画期間	1
3	基準年度	2
4	計画の対象	2
III	温室効果ガス排出量の現況	3
1	基準年度における温室効果ガスの排出量	3
2	地球温暖化係数	4
IV	温室効果ガスの削減目標	4
1	数値目標	4
2	個別の活動における考え方	4
V	具体的な取組内容	5
1	省エネルギーの推進	5
2	公用車の適正使用の推進	5
3	省資源の推進・廃棄物の削減	5
4	施設、設備等の適正な維持管理	5
VI	計画の推進	6
1	推進体制	6
2	進行管理	6
3	実施状況の公表	6

I. 計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、これまでも平均気温の上昇、異常気象の増加など、地球温暖化の影響と考えられるさまざまな現象が発生しています。

温室効果ガスの排出をできるだけ少なくし、地球温暖化の進行を抑えることが、人間社会と自然環境への地球温暖化の影響を小さくします。

国連が1992年に採択した「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」は、人類の活動によって気候に危険な影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的としています。同条約のもとで温室効果ガスの濃度の安定化のための具体的な方策が検討され、1997年に京都で開かれた第3回条約締約国会議（COP3）で、先進国に温室効果ガスの排出削減を義務付ける合意文書（京都議定書）がまとめられました。

京都議定書では、先進国ごとに温室効果ガス排出量の削減目標が設定されたほか、国際的な協調による排出量の削減を促進する仕組み（共同事業で生じた削減量を両国で分け合うなど）を導入しました。同議定書で定められた日本の削減目標は、2008年～2012年の5年間の平均排出量を、基準年（二酸化炭素については1990年）に比べて6%減らすことでした。様々な取組みの結果、この目標は達成されました。

京都議定書の後継となる新たな国際合意を目指し、2011年11月に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第17回締約国会議（COP17）において、全ての国を対象とした2020年以降の新しい枠組みをつくることが決定され、2015年の第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が合意されました。

我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

II. 計画の基本的事項

1 計画の目的

本実行計画は、柳井地区広域消防組合の事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスを削減することにより、地球温暖化防止を推進することを目的とし、実行計画に基づき計画的に地球温暖化対策の取組を推進していきます。

2 計画期間

本実行計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

3 基準年度

基準年度は、平成27年度とします。

4 計画の対象

(1) 対象範囲

対象範囲は、柳井地区広域消防組合が行う全ての事務及び事業とします。

【対象施設一覧】

施設名	住所
消防本部・柳井消防署	柳井市南町五丁目4番1号
柳井消防署南出張所	熊毛郡上関町大字室津191-14
柳井消防署東出張所	柳井市神代2943-1
柳井消防署西部出張所	大島郡周防大島町大字東三蒲45-3
柳井消防署中部出張所	大島郡周防大島町大字西安下庄1282-1
柳井消防署東部出張所	大島郡周防大島町大字内入679-1

(2) 対象とする温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。なお、ハイドロフルオロカーボンについては、自動車のエアコンに使用されているテトラフルオロエタン（HFC-134a）のみを対象とします。

また、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、当該化学物質を使用していないため対象から除外するものとします。

【温室効果ガスの種類】

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	自動車用エアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。

六ふっ化硫黄 (SF6)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
三ふっ化窒素 (NF3)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。

Ⅲ. 温室効果ガス排出量の現況

1 基準年度における温室効果ガスの排出量

基準年度である平成27年度における当組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は次のとおりです。(表の値は、各ガスの排出量に各ガスの地球温暖化係数を乗じた値です。)

【温室効果ガス排出量】			(単位 kg-CO2)	
温室効果ガス及び活動の種類			平成27年度	
二酸化炭素	燃料の燃焼	ガソリン	66,290.85	
		軽油	20,911.65	
		A重油	23,170.50	
	電気の使用		239,575.45	
	合計		349,948.45	
メタン	家庭用機器の燃料使用	灯油	77.73	
		液化石油ガス	17.85	
	自動車の走行	ガソリン車	乗用車	6.09
			特殊用途車	130.37
		ディーゼル車	バス	1.53
			特殊用途車	7.57
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		663.75	
合計		904.89		
一酸化二窒素	家庭用機器の燃料使用	灯油	55.58	
		液化石油ガス	4.26	
	自動車の走行	ガソリン車	乗用車	210.49
			特殊用途車	1553.99
		ディーゼル車	バス	26.79
			特殊用途車	173.54
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		308.43	
合計		2333.08		
HFC	自動車用エアコンの使用		471.90	
温室効果ガス総排出量			353,658.32	

2 地球温暖化係数

温室効果ガスの排出量の算定に用いた地球温暖化係数は次のとおりです。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

IV. 温室効果ガスの削減目標

1 数値目標

計画期間の最終年度（平成33年度）の温室効果ガス総排出量を基準年度（平成27年度）から5%削減することを目標とします。

基準年度 温室効果ガス総排出量	計画最終年度 温室効果ガス総排出量	目標削減量	目標削減率
353,658.32 kg-CO ₂	335,975.40 kg-CO ₂	17,682.92 kg-CO ₂	5%

2 個別の活動における考え方

(1) 公用車の使用に伴う排出量

公用車の使用については、災害による出勤等予測ができないため、通常業務における使用のみを対象とします。

(2) 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出量

浄化槽の使用については、処理対象人数が算出基礎であるため、削減目標の対象としませんが、浄化槽の適正な管理に努めます。

(3) 自動車用エアコンの使用に伴う排出量

自動車用エアコンの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量については、エアコン付き自動車の保有台数が算出基礎であるため、削減目標の対象としませんが、環境に配慮した適正な使用に努めます。

V. 具体的な取組内容

柳井地区広域消防組合では、温室効果ガスの排出を抑制するため、次に示す取組を実践していきます。

1 省エネルギーの推進

- ・会議室、トイレ等を使用していないときは消灯する。
- ・昼休み、勤務時間外には不必要な照明を消灯する。
- ・照明器具の更新の際は、省エネルギー型への転換を検討する。
- ・OA 機器等電気機器を長時間使用しないときは主電源を切り、使用中も省電力モードを活用する。
- ・冷暖房設備・機器の使用時は設定温度の適正化に努め、不必要な使用は控える。
- ・エアコンのフィルター清掃等、設備・機器の保守管理を行い、エネルギー効率の向上に努める。
- ・節水に努め、水道の蛇口は確実に閉める。
- ・給湯設備は設定温度の抑制、使用時間の短縮に努める。
- ・ガスコンロ等の使用は、節約を心掛けた使用に努める。

2 公用車の適正使用の推進

- ・運転中はエコドライブに努める。
- ・タイヤの空気圧点検等を定期的に行い、車両の適正な維持に努める。
- ・自動車用エアコンの使用は控えめにする。
- ・事前にルートプランを立て、走行ルートの合理化に努める。

3 省資源の推進・廃棄物の削減

- ・両面コピー、両面印刷、集約印刷等を活用し、紙の使用枚数の削減に努める。
- ・資料は必要最小限の部数を作成する。
- ・コピー機やプリンターの設定をよく確認し、ミスコピーやミスプリントをしないように注意する。
- ・使用済み封筒は再使用に努める。
- ・庁内 LAN を活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・トナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する。
- ・割り箸、紙コップ等は極力使用しない。
- ・ごみの分別、資源化に努める。

4 施設、設備等の適正な維持管理

- ・施設や設備等を運用していくなかで、より効率のよい運用方法について適宜見直しを行い、運用改善に努める。
- ・施設、設備等の更新や新規導入を行う際は、費用対効果を考慮したうえで、よりエネルギー効率のよいものへの更新又は導入を検討する。

VI. 計画の推進

1 推進体制

本実行計画を実施・運用していくためには、各所属単位で取組を推進することが必要であることから、基本的に以下のような推進体制で取り組んでいくこととします。

(1) 計画推進責任者

各所属長を計画推進責任者とし、各所属は計画推進責任者を中心に計画を実施・運用する。

(2) 事務局

事務局を総務課に置き、取組の進行管理、情報提供等を行う。

2 進行管理

進行管理はPDCAサイクルを基本として、その進捗状況を管理します。

(1) 計画 (Plan)

IVに示した温室効果ガス排出量削減の目標を達成するために、本計画の重要性及びVに示した取組の実践等について周知徹底を図り、温室効果ガス排出量削減に関する取組を推進する。

(2) 実行 (Do)

計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に努める。

(3) 点検・評価 (Check)

定期的に実行計画の進捗状況を把握し、年1回の点検評価を行う。

(4) 見直し (Act)

毎年度、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 実施状況の公表

本実行計画の策定・改定及び各年度の取組状況等について、消防本部掲示板で公表します。